

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」（文部科学省）、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会）等をふまえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルス感染状況により、随時見直すことがあり得ることに  
ご留意ください。

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症により、本連盟が主催する大会に「新しい生活様式」を取り入れ、安全な大会運営を目指すために感染拡大予防ガイドラインを示す。

## 2 目 的

本連盟が主催する大会において、新型コロナウイルス感染症への対応並びに大会運営上の対処方法を感染予防ガイドラインを基に、福島県教育委員会・市町村教育委員会（以下、県教委・市町村教委）、関係競技団体などの機関と連携を図りながら進め、適切に対処することを目的とする。

## 3 対 応

- (1) 県中体連事務局は大会準備・開催期間中ならびに大会終了から2週間程度、関係機関と連絡ができる体制を整える。
- (2) 緊急事態発生時の対応窓口は、県中体連事務局とする。
- (3) 緊急事態発生時は、県教委・市町村教委の指導のもと適切に対応する。
- (4) 専門部は、専門部会長を中心に、会場の連絡責任者、県中体連事務局との連絡体制を整える。

## 4 大会実施上の感染予防対策の基本（詳細は、別紙「感染症拡大防止マニュアル」参照）

- (1) 感染源、感染経路の把握と管理
  - ① 参加者の体調把握
  - ② 入場者数等の制限
- (2) 感染防止のための3つの基本の徹底
  - ① 身体的距離の確保
  - ② マスクの着用
  - ③ 手洗い・消毒等の徹底
- (3) 3つの「密」の回避
  - ① 密閉空間
  - ② 密集場所
  - ③ 密接場面
- (4) 安全な活動環境の確保
  - ① 会場、用具、器具等の管理の徹底
  - ② 宿舍の衛生管理及び対応

5 新型コロナウイルス感染症発生（疑い）時の対応

(1) 大会参加前に参加予定校において感染者等が発生した場合

- ① 感染者が発生し、臨時休校期間や学年（学級）閉鎖期間は、当該校（学年・学級）の生徒の大会参加を認めない。
- ② 大会直前に保健所の指示による自宅等における療養期間、外出自粛期間が明けた生徒については、個別に対応するものとする。
- ③ 合同チームの編成校に感染者が発生した場合は、個別に対応するものとする。

生徒・教職員（部活動指導員等も含む）の状況別対応一覧（表1）

状 況	対 応
A： 感染者である。	○ 当該生徒等については、保健所の指示による自宅等における療養期間中、外出自粛期間中の大会参加を認めない。
B： 濃厚接触者である。	
C：感染のおそれがある場合 ① 健康チェックシート・チェックリスト（様式1-①・③）の確認事項で抵触する事項があった場合。 ② 本人が医師などの判断により、PCR検査等の対象となった場合。	○ 当該生徒・教職員等については、大会初日の前日から起算して2週間（14日間）前からの大会参加自粛を要請するが、かかりつけ医の診断を受け、感染の恐れがないと判断された場合は、上記期間内であっても自粛対象から外すこととする。なお、感染の恐れがないと判断されない限り、大会への出場は認めない。（かかりつけ医がいない場合は、受診相談センターへ連絡をして指示を仰ぐ。）
③ 保健所の指示で接触者と特定され、PCR検査等の対象となった場合	○ 当該生徒等については、結果判明前の大会参加を認めない。

※ 上記の基準に加えて、所属長の判断で欠場はあり得る。その際、大会運営上の扱いは出場停止と同じ扱いとする。

1) 当該校の対応

① 所属長は、開催地区中体連会長へ連絡する。

※ 個人名や欠場理由が特定されぬように配慮の上、速やかに大会運営側へ連絡する。

② 顧問は登録の変更を行う。（監督・引率者等が上記表のAまたはBとなった場合）

※ 大会申し込み終了後であっても、大会運営側は変更届などで対応すること。

2) 大会運営側の対応

① 開催地区中体連会長は、県中体連会長及び県専門部会長への連絡を速やかに行う。

② 大会運営側が欠場連絡を受けた後、組み合わせについて確認する。その際以下のことに配慮しながら行う。

※ トーナメント方式においては、当該選手（チーム）欠場により、不戦勝扱いとし、組み合わせの変更は行わない。

※ リーグ戦方式においては、新たにリーグを組むことはせず、当該リーグの選手（チーム）数を減らして実施することを原則とする。その際は、一部の選手（チーム）の不利益とならないよう配慮し、専門部ごとにその詳細を明示する。

※ 新型コロナウイルス感染等の起因（表1の範囲内）とする欠場においては、地区からの繰り上げ出場は行わない。

(2)大会期間中に陽性者・濃厚接触者として特定された選手，または発症の疑い（発熱や体調不良などを含む）があった選手・チームと試合または競技をした場合

【該当種目】軟式野球・ソフトボール・バスケットボール・バレーボール・ソフトテニス・卓球  
バドミントン・サッカー・ハンドボール・柔道・剣道・相撲

生徒の状況別対応一覧（表2）

状 況	対 応
陽性者・濃厚接触者に該当する選手（または所属したチーム）と対戦した選手（チーム）が勝ち上がった場合	○居住地管轄保健所の指示の下，福島県教育委員会・各市町村教育委員会等関係機関・福島県中学校体育連盟役員との協議の上，福島県中学校体育連盟会長の判断による。
発症の疑いがある選手（または所属したチーム）と対戦した選手（チーム）が勝ち上がった場合	○受診・相談センターへの連絡やかかりつけ医を受診する。感染の恐れがないと判断された場合は，出場可とする。

※対戦した選手やチームへの連絡等は，県中体連事務局が関係機関と調整の上行う。

【該当種目】陸上競技・水泳競技・新体操・体操競技・スキー・スケート

生徒の状況別対応一覧（表3）

状 況	対 応
陽性者・濃厚接触者に該当する選手，または発症の疑いがある選手とソーシャルディスタンスを図れない距離で競技した選手が予選を通過した場合	○居住地管轄保健所の指示の下，福島県教育委員会・各市町村教育委員会等関係機関・福島県中学校体育連盟役員との協議の上，福島県中学校体育連盟会長の判断による。

※競技をした選手やチームへの連絡等は，県中体連事務局が関係機関と調整の上行う。

(3)大会終了後に感染等が確認された場合の対応については， COVID-19 感染拡大防止マニュアル記載のとおりとする。

このガイドラインは令和3年4月22日より実施する。  
令和3年5月26日 一部改定